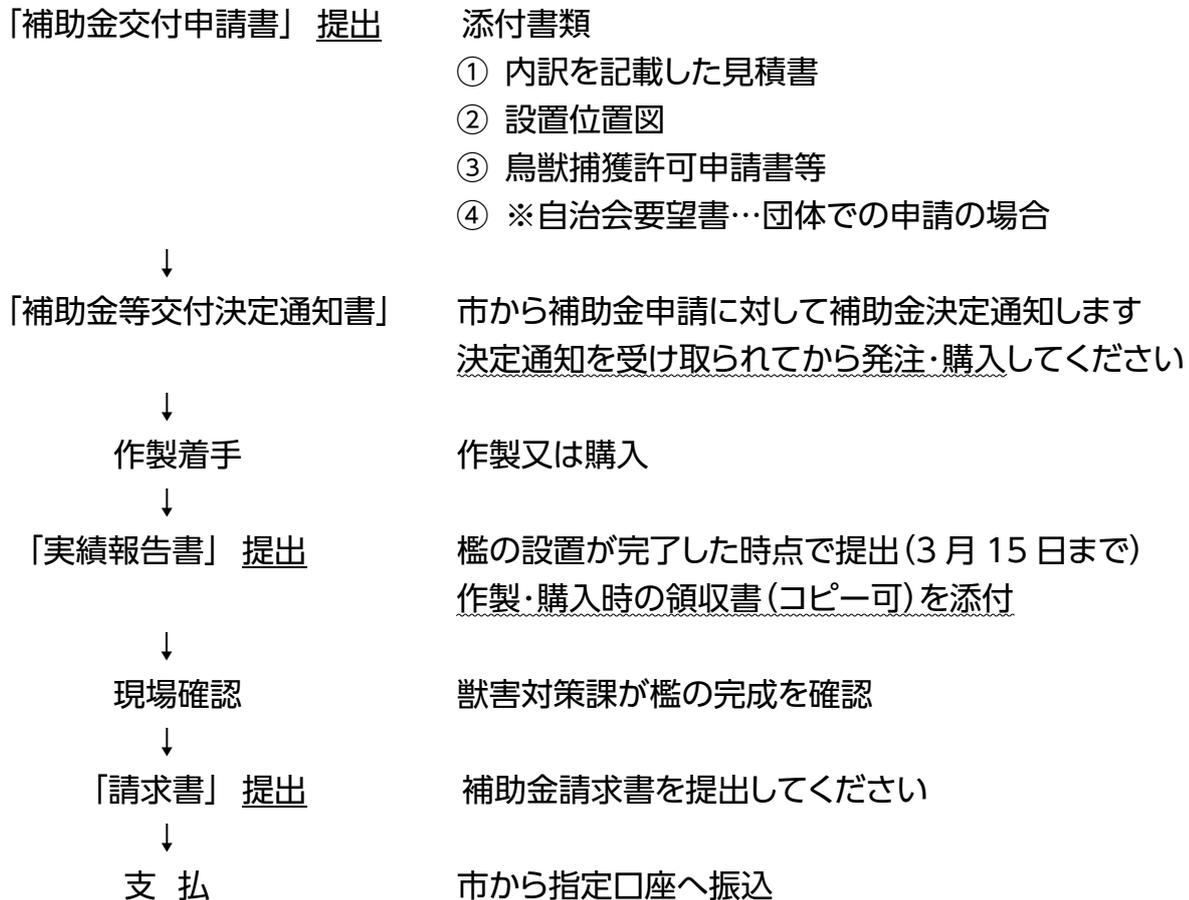


○ 檻製作・購入補助金

農作物等の被害防除のために檻を作製および購入する場合、その原材料または購入費用の一部を補助します

■補助金申請手続き



※手続き前に購入されたものには補助できませんので、必ず事前（購入前）にご相談ください

獣害対策事業補助金交付基準

獣害防除用檻設置事業

対象事業	採択基準	補助率	交付対象者	申請方法	備考
サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害防止のため、檻を作製又は購入する場合、その資材又は購入に係る費用の一部を補助する	サル・イノシシの檻は幅1m×高さ1m×長さ1.8mを基準とし、その他は適宜判断	90%	自治会 農家組合 森林組合	自治会長又は団体の長より要望書を提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落や農家組合が作製及び所有し、被害防止の捕獲許可を受けた者（わな猟免許を所有し、わな保険に加入している者）が設置及び管理を行うこと ○ 補助対象額は10万円を上限とする ○ 自治会単位で申請は年間2台まで
		50%	個人	申込書を提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人や集落・農家組合から依頼された被害防止の捕獲許可を受けた者（わな猟免許を所有し、わな保険に加入している者）が作製及び管理を行うこと ○ 補助対象額は10万円を上限とする ○ 同一人の申請は年間2台まで